№8　新潟職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№9　茨城職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№10　栃木職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№11　群馬職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№12　埼玉職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№13　千葉職業訓練支援センターほか５施設で使用する電気の需給
№14　職業能力開発総合大学校ほか１施設で使用する電気の需給
№15　神奈川職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№16　山梨職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№17　富山職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№18　石川職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№19　福井職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№20　長野職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№21　岐阜職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№22　静岡職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№23　愛知職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№24　三重職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№25　滋賀職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№26　京都職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№27　大阪職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№28　兵庫職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№29　奈良職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№30　和歌山職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№31　鳥取職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№32　島根職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№33　岡山職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№34　広島職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№35　山口職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№36　徳島職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№37　香川職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№38　愛媛職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№39　高知職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№40　福岡職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№41　佐賀職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№42　長崎職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№43　熊本職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№44　大分職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№45　宮崎職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№46　鹿児島職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　供給期間　平成27年４月１日０時00分から平成28年３月31日24時00分まで
⑸　需要場所　入札説明書による。
⑹　入札方法
①　入札は上記⑵の件名ごとに行う。
②　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価）及び使用電力量に対する単価（kWh単価）を根拠とし、仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
③　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額の各施設の総和を入札書に記載すること。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成27年１月15日時点において、平成25・26・27年度における各省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」でＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされており、「燃料類」、「その他」のいずれかの営業品目を有している者であること。
⑷　平成27年１月15日時点において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
⑸　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑹　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒261―8558 千葉県千葉市美浜区若葉３―１―２　経理部契約第二課　電話043―213―6437
※入札書及びその他必要書類の提出場所は、高度職業能力開発促進センター４階の経理部契約第二課契約第二係であること。（高度職業能力開発促進センター１階の総務課には提出しないこと。）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３の⑴において、平成26年12月27日から平成27年１月４日までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分までの間に交付する。入札説明書は、電子メールにて送付するので、送付希望する仕様書のNo・件名、会社名、全省庁統一資格の業者コード（申請中の場合は記載不要）、担当者名及び電話番号を記入のうえ、keiyaku@jeed.or.jpあて送信すること。
※電子メールの件名は『「平成27年度電気需給契約」入札説明書の送付依頼』とすること。
⑶　入札書の受領期限　平成27年１月15日16時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成27年１月27日９時30分～、平成27年１月28日９時30分～、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高度職業能力開発促進センター４階401会議室

４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と決定する。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。

５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masafumi Maruoka, Executive Director of Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers